立地協定書

立地協定書

鹿児島市長 下鶴 隆央(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は,鹿児島県商工労働水産部長 〇〇 〇〇(以下「丙」という。)を立会人として,乙が鹿児島市に工場を増設することについて,次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

(相互協力)

第2条 甲と乙とは、乙が鹿児島市に工場を増設することについて合意し、 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

(工場の増設計画)

第3条 乙は、別紙工場増設計画に基づき、工場を増設するものとする。

(公害防止等)

第4条 乙は、公害関係法令の規定を守り、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講ずるものとする。

(労働力の確保)

第5条 乙は、地域振興の観点に立って、増設した工場の従業員については、鹿児島市民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、 甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

(労働条件)

第6条 乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生 及び安全就業等について十分配慮するものとする。

(権利義務の承継)

第7条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

(協議)

第8条 乙は、この協定に定める工場が経済情勢や不測の事態により操業 短縮等に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。 別紙工場増設計画に記載の内容を変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第9条 乙が鹿児島市での事業活動を中止した場合,又は法令若しくは公序良俗に反する行為等により,立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場合,甲は本協定を解除することができるものとする。

(疑義の処理)

第10条 甲と乙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その 都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押 印して各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

- 甲 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市長 下鶴 隆央
- 乙 鹿児島市○○株式会社○○○○代表取締役社長 ○○ ○○
- 丙 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部長 〇〇 〇〇

工 場 増 設 計 画

工場施設名	株式会社〇〇〇〇			
所 在 地	鹿児島市〇〇〇〇			
用地面積	〇, 〇〇〇.〇〇㎡ (〇, 〇〇〇.〇〇坪)			
建物面積	O, OOO.OOm² (OOO.OO坪)			
着工予定	令和〇年〇月			
操業開始	令和〇年〇月			
総投資額	○億○,○○○万円			
事業内容	0000			
当 初 計 画 (5年目)	増加従業員数 ○○人 増加売上高 ○○億円			

(会社概要)

社		名	株式会社〇〇〇〇	
代	表者	名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	
所	在	地	鹿児島市〇〇〇〇	
設		立	昭和〇〇年〇月	
資	本	金	〇,〇〇万円	
売	上	高	○億○,○○○万円(令和○年○月期)	
従	業員	数	○○人(令和○年○月現在)	
事	業内	容	0000 0000 0000	